

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 11 日付鳥取県告示第 1038 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

井手口勘十郎	八頭郡若桜町大字小船字ウヲノデ 1175
井手口孫三郎	〃
井手口文三郎	〃
井手口又蔵	〃
岡本 藤録	〃
岡本吉太郎	〃
岸田 岩蔵	〃
宮本又十郎	〃
宮本和太蔵	〃
宮脇甚三郎	〃
坂口 いわ	〃
坂口 長蔵	〃
坂口重太郎	〃
坂口兵太郎	〃
寺口 源蔵	〃
神谷 亀造	〃
神谷 鶴蔵	〃
神谷重五郎	〃
神谷忠五郎	〃
神谷平次郎	〃
清水 覚治	〃
清水岩太郎	〃

清水喜八郎	〃
清水直次郎	〃
清水鉄太郎	〃
清水文三郎	〃
西川善四郎	〃
西川兵太郎	〃
石本 五平	〃
石本 徳蔵	〃
石本権太郎	〃
石本鉄三郎	〃
前田兵八郎	〃
中瀬 竹蔵	〃
中瀬 留蔵	〃
中瀬源三郎	〃
中村 益蔵	〃
中村 萬蔵	〃
中村嘉七郎	〃
中島初次郎	〃
田中 馬蔵	〃
暁 亀太郎	〃
暁 慶次郎	〃
米谷佐七郎	〃
米谷直太郎	〃
木地谷嘉平	〃
井手口又蔵	八頭郡若桜町大字小船字ウヲノデ 1180
岡本吉太郎	〃
宮本音太郎	〃
坂口喜太郎	〃
坂口兵太郎	〃
寺口 源蔵	〃
森脇 文蔵	〃
清水 留蔵	〃
清水文太郎	〃

石本 市藏	〃
中瀬 伊藏	〃
中瀬 留藏	〃
中村 益藏	〃
中島初次郎	〃
田中 長六	〃
躰 慶次郎	〃
躰 林平	〃
平家 茂実	〃
木地谷松藏	〃
國貞 誠子	八頭郡若桜町大字小船字今出 1187

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中田 昭一	八頭郡若桜町大字中原字下モ谷 1086 の 2
〃	八頭郡若桜町大字中原字下モ谷 1087 の 2
坂尾 繁藏	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1139
小椋 武	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1140
坂尾 繁藏	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1141
〃	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1142
〃	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1143
柿ヶ原源三郎	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷 1144
門河 近藏	八頭郡若桜町大字中原字畑ヶ谷 1170 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期

齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

平家徳五郎	八頭郡若桜町大字落折字上ノ山 183 の 2
平家 繁男	八頭郡若桜町大字落折字秋カリヨフ 277 の 167
田中 眞次	八頭郡若桜町大字小船字大將軍 1226

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期  
齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課